目

次

報

告

示

旨届出があった件

○指定居宅サービス事業を行う事業

)指定居宅介護支援事業を廃止した

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日)

○道路の区域を変更する件Ⅰ ○保安林の指定をする予定である旨 ○堤防と道路との兼用工作物の管理 ○道路の供用を開始する件三件 ○保安林の指定をする予定である旨 ○県営土地改良事業計画を変更した)大規模小売店舗立地法第六条第二 の方法について協議が成立した件 の一部を改正する件 農林水産大臣から通知があった件 項の規定により変更の届出があっ の届出があった件 通知があった件 **玉 玉 玉** 玉品 岩 趈

○大規模小売店舗立地法による新設 拈 ○障害者自立支援法による指定相談 ○指定介護予防サービス事業を行う ○指定介護予防サービス事業を廃止 の主たる対象者を変更した旨届出 支援事業を行う事業所のサービス があった件 事業所の所在地を変更した旨届出 定した件 した旨届出があった件

○土地改良区の役員が退任した旨届 ○土地改良区の役員が就退任した旨 届出があった件 出があった件二件 があった件

福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することがで

五五五

玉六 ○政治団体でなくなった旨届出があ ○政治団体から届出事項の異動の届 ○政治団体設立の届出があった件 出があった件 あった件 去

○指定居宅サービス事業者を指定し

告

)指定居宅サービス事業を廃止した

旨届出があった件

芸

○政治資金規正法による資金管理団 ○政治資金規正法による資金管理団 体の届出があった件

芸

所の所在地を変更した旨届出があ 垚

○指定介護予防サー ビス事業者を指

五七

五七

芸

大規模小売店舗の名称及び所在地

芸八

芸

七五九

きる施設として指定した旨報告が 五九

去

Ξi

った件

○政治資金規正法による資金管理団 体の指定を取り消した旨届出があ

놇

体の届出事項の異動の届出があっ

○政治団体の収支報告書の要旨を告 示する件二件

福島県告示第八百三十七号

商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・ 規定する添付書類を平成二十年十二月十六日から平成二十一年四月十六日まで福島県商 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 (仮称)ケーズデンキ福島南店 福島市太平寺字児子塚四十三番地六ほ

名称 株式会社デンコードー 大規模小売店舗を設置する者

住所。宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号 代表者の氏名 代表取締役 井上

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 宮城県仙台市宮城野区榴岡 一丁目七番十号

三 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十一年八月五日

几 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 三千六百七十九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

収容台数 百五十四台 別紙図面のとおり

駐輪場の位置及び収容台数

収容台数 別紙図面のとおり

去

놇

t

3

荷さばき施設の位置及び面積

- 面積 百五十八平方メートル 別紙図面のとおり
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 別紙図面のとおり
- 容量 七十二立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十一時

2 3 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前九時三十分から午後十一時三十分まで

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 位置 別紙図面のとおり 数 二か所

午前六時から午後八時まで

平成二十年十二月四日 届出年月日 「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百三十八号

福

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十二 光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 り課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観 月十六日から平成二十一年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

平成二十年十二月十六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更しようとする事項

(変更前) 藤越好間店

2 ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 名称 株式会社藤越

ヨークベニマル好間店 いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

大規模小売店舗の名称

(変更後)ヨークベニマル好間店

福島県知事 佐 藤 雄 平

8 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 数 (変更後) 五箇所

位置 (変更後) 別紙図面のとおり

代表者の氏名 代表取締役 有限会社ベル・エイト いわき市好間工業団地二十一番地の一 柳井 英明

代表者の氏名 代表取締役

大髙

(変更後) 名称 株式会社ヨークベニマル 代表者の氏名 代表取締役 大髙 いわき市平谷川瀬字三十九町六十五番地

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 住所 郡山市朝日町二丁目十八番二号

3

(変更前)千九百六十三平方メートル (変更後)千七百十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

位置 (変更前)別紙図面のとおり (変更後)別紙図面のとおり

二 収容台数 (変更前) 百五十四台 (変更後) 百二十五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 収容台数 (変更前) 別紙図面のとおり (変更後)別紙図面のとおり (変更前) 三十台

荷さばき施設の位置及び面積 (変更後) 六十二台

位置 (変更前) 別紙図面のとおり (変更後) 別紙図面のとおり

面積 (変更前) 七十平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更後)百十三平方メートル

位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

積 (変更前) 三十一立方メートル (変更後)十二立方メートル

面

(変更前) 三箇所

(変更前) 別紙図面のとおり

変更しようとする年月日

Ξ

四

届出年月日 平成二十一年八月六日 3

Ŧi. 届出をした者 株式会社藤越 平成二十年十二月五日

(「別紙図面」は、 省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百三十九号

り課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び浪江町産業振興課 に備え置いて縦覧に供する。 月十六日から平成二十一年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十二 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

平成二十年十二月十六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更しようとする事項 ヨークベニマル浪江西店 双葉郡浪江町大字権現堂字下河原八十二番地ほか

1 (変更前) 大規模小売店舗の名称 藤越浪江店

(変更後)ヨークベニマル浪江西店

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

変更前) 名称 株式会社藤越 住所 代表者の氏名 代表取締役 いわき市好間工業団地二十一番地の

大髙

善興

福

代表者の氏名 代表取締役 柳井 いわき市平谷川瀬字三十九町六十五番地

有限会社ベル・エイト

(変更後) 名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大髙

住所 郡山市朝日町二丁目十八番二号

(変更前)千四百九十六平方メートル 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更後)千九百七平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後)別紙図面のとおり

収容台数 (変更前) 二百六十九台

変更後)百三台

福島県知事 佐 藤 雄 平

面積

(変更前)

四十四・六九立方メー

トル

数

(変更後) 三箇所

(変更後) 別紙図面のとおり

変更しようとする年月日

匹 届出年月日

株式会社藤越 「別紙図面」は、 省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百四十号

この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 舘岩地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十年十二月十六日

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

平成二十年十二月十七日から(二十日間)

駐輪場の位置及び収容台数

位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

収容台数 (変更前) 百七台

(変更後) 五十六台

荷さばき施設の位置及び面積

6

位置 (変更前)別紙図面のとおり

面積 (変更前) 二百六十・二三平方メートル (変更後)別紙図面のとおり

(変更後) 九十七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(変更後)十三立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 三箇所

位置 (変更前) 別紙図面のとおり

三 平成二十一年八月六日

平成二十年十二月五日

Ŧi. 届出をした者

福島県知事

佐 藤 雄 平

縦覧の期間

三

平成二十一年一月五日まで

縦覧の場所 南会津郡南会津町役場

福島県告示第八百四十一号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり保

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

三五まで、三二〇六 三〇九五まで、字萱窪一七九四から一八三〇まで、一八三一の一、一八三一の二、一 八三二から一八六五まで、一八六六・一八六七(以上二筆合併)、一八六八から一九 保安林予定森林の所在場所 大沼郡会津美里町旭寺入字萱平三○五六から三○七六まで、字三百山三○八五から

二 指定の目的 土砂の流出の防備

報

指定施業要件

県

立木の伐採方法

ら一八六五まで、一八六六・一八六七(以上二筆合併)、一八六八から一九三五字萱窪一七九四から一八三〇まで、一八三一の一、一八三一の二、一八三二か まで、三二〇六 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 次の森林については、主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める

福

島

標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

策課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対

(治山対策課)

福島県告示第八百四十二号

県告示第三百十五号)の一部を次のように改正する。 保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった件 (平成二十年福島

平成二十年十二月十六日

三の2中「並びに植栽の方法・期間及び樹種」を削る。

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島県告示第八百四十三号

(農村計画課)

する。 課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	塔 県 寺 道 線 赤	路
	塔 県 道	線 名
大沼郡会津美里町八木 沢字上江二番地先から 同 郡同 町八木 沢字町田一〇五八番地 大沼郡会津美里町赤留 ケ羽黒原一〇七番二地 たから 町雀林 字天神宮一二二七番地	大沼郡会津美里町八木 沢字上江二番地先から 同 郡同 町八木 沢字町田一〇五八番地 大沼郡会津美里町赤留 字羽黒原一〇七番二地 たから 町雀林 写天神宮一二二七番地	区間
変 更 後	変更前	更後の別
B A	B A	(メーの)
一九 八・ ○・ ○ ↑ ○ ↑	一 ○ 九 ○ · ○ · ○ · ○ · ○ · ○ · ○ . ○ . ○ .	ートル)
二、六一 - : 三		(メートル) 長
<u> </u>		IX.

(道路計画課)

道路去(沼印二十七年去福島県告示第八百四十四号

平成二十年十二月十六日課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。ま及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 佐 藤 雄 平

-				
八・八~ 一四六・三一	В			
三 . 四	A	変更後	字唐沢一一二番一地先	
	_		同 郡同 町大字寺沢	县 均 彩
	A	変更前	- 葉	長冢泉出出
- トル) (メートル) 長	(メートル)敷地の幅口	更後の別	区間	路 線 名

(道路計画課)

福島県告示第八百四十五号

松建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十年十二月十六日

福

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道赤留塔寺線	路 線 名
地先まで 大沼郡会津	供用
美 里 町 町	開
雀林字天神宫	始の
雀林字天神宮一二二七番ニ	区間
月一六日	供用開始の期日

(道路計画課

福島県告示第八百四十六号

│ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建

福島県知事

佐

藤

雄平

平成二十年十二月十六日

県道井出長塚縞	路線名
先同ら双 ま 郡 郡	供 供
同 双 葉	用用
町 大 大 字 字	開開
大字寺沢字唐沢子青沢	始
唐 唐 派	
一	区
番 地 一 先 地 か	間
月一六日 二 二	用開始

(道路計画課)

福島県告示第八百四十七号

建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

月一六日	三四一地	七三五番	子 新 新 坂 坂	7古町字新坂7古町字新坂	同常会津町	で郡郡	地先まれる	万	〇 一 号	道 四 三
供 用 開	間	区	0)	始	開	用	供	名	線	路

(道路計画課)

福島県告示第八百四十八号

との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路

に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所での関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

Ŧi.

河川管理施設の名称又は種類 一級河川鮫川水系鮫川

河川の名称

三

四 河川管理施設の位置

管理を行なう者の名称及び住所 いわき市山田町沖一番一地先から同市仁井田町松原二百十一番七地先まで

道路管理者 いわき市長 櫛田 男 いわき市平字梅本二十一番地

管理の内容 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、 路肩、道路の附属物その他のもっ

ぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設

(道路の附属

2 いての維持 物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものにつ

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 管理の期間 同法第二十二条第一項又は同法第五十八条第一項の規定による権限の行使を除く。) 同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理(道路専用施設以外の部分に係る 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)又は

平成二十年十二月五日から道路の存続する日まで

(河川計画課)

居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 公告第六百二十七号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

指定

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

サナー	の事
サービスい	名 業
いグ	称 所
四 い 軒 わ	所 事
軒町二二――	業 在 所
一字	地の
サービスい	氏名) 氏名) 日間 中請者の名
市平字四軒町福島県いわき	所) ・ は、住 ・ は、住 ・ は、住
平成二〇年	指定年月日
- 訪問介護	の 種 類 ス

	ャイン郡山	神 ービス七福 有限会社七	わき
	字清水内四二二	五 中迎二—二— 同 市錦町	1]1]
	タイ 株式会社ツ	福神 有限会社七	社を株式会二二一二
	一 岡西一—六— 市港南区上大 市港市区上大	上関四六市間	1]1]—1]11]
(高齢福祉課介護保険室	同	同	
介護保険室	活介護活介護	通所介護	

公告第六百二十八号

ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サー 平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

協同組合	看護ステー がば訪問	の 事 名 業 称 所
町三五—一	 町本町二 五 五	所
協同組合	団同愛会	氏名) 氏名) 氏名)
—— 松市扇町三五 同 県会津若	二―七―一三 市植田町本町 福島県いわき	所) を事務所の所 を事務所の所 は、住
日一同月一日	日○月二六	廃止年月日
用 具 販 売 祉	訪問看護	の 種 類 類 ス

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百二十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、 次の指定居宅介

護支援事業者から、 旨届出があった。 次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平

所 宅介護支援事業 設貴布祢指定居 介護老人保健施	ンサービス	所饗の風 宅介護支援事業 マ介護支援事業	事業所の名称
六世橋字長田東三双葉郡浪江町幾	本町二―五―三	八—二 福島市泉字八幡	事業所の所在地
会医療法人伸裕	同愛会	・ビルダー	事業者の名称
一四一 原町区本町一— 県南相馬市	七—一三 間 県いわき市	字八幡八—二 福島県福島市泉	事務所の所在地事業者の主たる
日 一 同 月三 ○ 年	日月六	日 一〇月三一年	廃止年月日

公告第六百三十号

ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サー

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄

平

有限会社エ 名事 ヌケイ商事 業 所 称の 田中二九 福島市伏拝字 所の所在地 変更前の事業 八一一一八 福島市蓬萊町 所の所在地 変更後の事業 氏名) 称(個人に ヌケイ商事 有限会社エ 事業者の名 市蓬萊町八 福島県福島 の所在地 事業者の主 たる事務所 ては、住所) (個人にあっ 貸与 サービス 特定福祉 福祉用具 0) 種 類

公告第六百三十一号

介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、

指定

(高齢福祉課介護保険室)

用具販売

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十年十二月十六日

	ャイン 郡 山	神でス七福中ビス七福	わき サービスい グ	の 名 業 称 所
	字清水内四二	五 中 同 中 元 市 錦 町	二二四軒町二二―	所 事 在 所 地
	クイ株式会社ツ	福神 有限会社七	社 き株式会 カき株式会	氏名) 氏名) 氏名)
	一 同西一—六— 市港南区上大 市港南区上大	上関四六市常磐関船町	二二―二二 福島県いわき	所) ・ は、住 ・ は、住 ・ は、住
(高給富止果	同	同	一二月一日 日	指定年月日
(寄給雷止果/-養尿灸を)	活介護 介護予防	通所介護 予防	訪問介護 予 防	の サービス
_				

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十二号

護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があっ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄 平 ヌケイ商事 有限会社エ

田中二九

八一一一八 福島市蓬萊町

ヌケイ商事 有限会社エ

市蓬萊町八 福島県福島

福祉用具

公告第六百三十六号

介護予防

貸与

用具販売

福島市伏拝字

福

名事

業 所 称の

変更前の事業

所の所在地

所の所在地 変更後の事業

たる事務所 事業者の主

0) サービス

種

類

氏名)

あっては、 称(個人に 事業者の名

の所在地

ては、住所 (個人にあっ

公告第六百三十四号

協あ	シ看わか	の事
同組合業	ラョン 電護ステー がば訪問	名業
1 展業	1 問	称 所
町会	町い	所 事
町三五―一	三本町二	業 在
一市	一量	所
扇	五田	地の
協同組合	団同愛会	氏名) (個人に事業者の名
同組合業		名) (個人に業者の名
業	社	、に名
松 同 市	二市福	所 あ 在 る 事
扇県町会	 	所) あっては、住在地(個人にる事務所の所
	1 1 1 2 3	
三津 五 若	一本わ	人の王住に所た
一	•	
	•	
	•	
日一同月月	日○月二六	廃止年月日
日一同月月	日○月二六	廃止年月日
	•	廃止年月日 サービ
日一同月月	平成二〇年 介護予	廃止年月日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十三号

護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介 平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐 藤 雄

平

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 公告第六百三十五号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成二十年十二月十六日 次の

土地改良区の名称 会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名 吉原喜三久

同 理 事 山口 信也 喜多方市塩川町字藤の木二六番地の 同 市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地

(農村計画課)

予防福祉 特定介護 とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成二十年十二月十六日

(高齢福祉課介護保険室) 土地改良区の名称 小野町土地改良区

福島県知事

佐

藤

雄

平.

次の

退任した役員

役別

氏名

住所

があった。 次の指定相談支援事業者から当該指定に係るサービスの主たる対象者を変更した旨届出 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、

平成二十年十二月十六日

福島県知事

佐

藤

雄

平

ンター 域療育セ	名称新の
重殿一五	地事業所の所在
の家 人子ども 利活動法	名称 事業者の
殿一五 き市錦町重 福島県いわ	の所在地 たる事務所
精神障害者	対象者 ビスの主たる
精神障害者 知的障害者	対象者 ビスの主たる が表者

(障がい福祉課)

福島県知事 佐 藤 雄

平

同同同同同

栗田和高村代田橋

監事

清市

二瓶

同

加藤順一

安雄

郎

市高郷町西羽賀字西羽賀二四九五番地 市高郷町磐見字屋敷廻乙四三六番地

就任した役員

渡部

小林

福地

哲 陸

遠藤 武藤

哲道吉久 世廣昭作

和 荒田 明 宮下 氏名

信明

喜多方市高郷町大田賀字東羽賀六二六五番地

理事 矢吹 徳男 田村郡小野町大字和名田字中六二番地

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 公告第六百三十七号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

一地改良区の名称

福島県知事

佐

藤 雄 平 平成二十年十二月十六日

退任した役員 高郷土地改良区 氏名

信毅 成 喜多方市高郷町上郷字宮ノ前丙八○番地

市高郷町峯字漆窪乙四〇八番地 市高郷町大田賀字東羽賀六二六五番地

荒 須明 藤 宮下

石川

兵次

好 正和 豊 典 信男 清次 真 同同同同同同同同同 市高郷町川井字下川井一五三一番地

市高郷町大田賀字田中一九三番地 市高郷町揚津字小ヶ峯丙一〇七五番地 市高郷町大田賀字大原二七七四番地

市高郷町川井字上川井四六四番地 市高郷町上郷字狸石丙三二二番地 市高郷町西羽賀字西羽賀二五四八番地 市高郷町塩坪字車地藏一三三一番地一

市高郷町大田賀字田中一九三番地市高郷町川井字下川井一五三一番地 市高郷町夏井字夏井三七七八番地 市高郷町上郷字馬場頭戊一五〇番地

市高郷町揚津字宅地廻丁七七七番地

同同同同同同同同同同 市高郷町池ノ原字池ノ原一二二番地 市高郷町西羽賀字西羽賀二六三三番地 市高郷町大田賀字大原二八三五番地 市高郷町塩坪字塩坪一〇五七番地

市高郷町夏井字夏井三九〇九番地 市高郷町磐見字屋敷廻乙四三六番地

(農村計画課)

同

須藤

秀久

同

市高郷町夏井字道北三六六七番地

(農村計画課)

次の

示選挙管理委員会

して次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。 福島県選挙管理委員会告示第七十五号 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する施設と

平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会 委員長 新 妻 威

月日	
所 在 地	
名を施設の	
管 理 者	
聴衆席の面積	委員長 新
見込人員数	妻威男

同	同	同	同	一二月二日	指定年月日
同	同	同	同	地の六字三崎一番	所 在 地
ル室 中リハーサ ・サリハーサ	ル室 大リハーサ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ル 音楽小ホー さ化交流館	小劇場 文化交流館	大ホール 文化交流館	名を施設の
同	同	同	同	いわき市長	管 理 者
ー六五平方メ	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	一九八平方メ	- トル ア方メ	平メートル平	聴衆席の面積
三五人	二四〇人	二 〇 人	二三三人	人一、八四〇	見込人員数

政治団体の名称

項 異動事

新

旧

内

容

| 町支部 | 世長主党大熊

代表者

武内

弘

広島

兵一

部

公明党会津総支

所在地

町三―一六コ 会津若松市上

町一〇一二七 会津若松市堤

ーポやま1F

団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)福島県選挙管理委員会告示第七十六号 第六条第一百

平成二十年十二月十六日

福島県選挙 委員匡

お市経営フォー	佐藤力後援会	2区総支部民主党福島県第	政治団体の名称
太田	高橋	太田	名表者の氏
和 美	芳 男	和 美	の氏
星野	浅 野	塚田	の氏名 会計責任者
勝彦	富男	文男	任者
二七—一〇	字森山字中町二 学森山字中町二	二七—一〇	所在地
平成二〇年	日○月三一年	平成二〇年	届出年月日
同	以 政 外 党	政党	摘要

平成二十年十二月十六日

ら次のとおり届出事項の異動の届出があった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)福島県選挙管理委員会告示第七十七号 第七条の規定

福島県選挙 委員臣

			五 禾 ॥	ま 米 の			Æ	丁 町	<u> </u>	所の	٠ ج	一局 ラスチョン ラスティック かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ	松
九平日成	月二〇日	届出	委員長	元 と 管理を表来の規定により、				丁町 二大 三			⊣ 1	愛見長	[] 一 百
	月二〇日	届出年月日	新型	を によ		一 ○ 月 月	日 -	一○引三一半成二○年	一平	届 出	· ネ	字 管 野理 表	が 見
九日 平成二○年九月	<u> </u>	日	委員長新妻	り、 こ	ı	一〇月一日	<u> </u>	平成二〇年	○月一日	届出年月日	· =	委員長 新 妻 · 一	で第一頁の見定こより、
同	政党	摘要	威	政治団体か		同	ļ	以政 外党	政党	摘要	┥.	或 /	
	兒	罗	男	一体 か			2	个 兒	兄	安		男 政	文 台
県自宅由	部県自第中	支卵部に	り申	H =	「自 よ 由				町自	総支	自由		
県宅建支部自由民主党	三民選主	えき	民主	7	i 民主				部民主	部	民主		
県宅建支部自由民主党福島	部二選挙区支自由民主党福島	支部を非第六	具由民主党福島		丁女祁 自由民主党棚倉				町支部		自由民主党郡山		
						ű	f 車	任 仝			Щ	正 車	任会
代表者	所 事 在 務	有 相	f 事 形 所	所 在 地 所	代表者	古	所事 王務 西	任会計	代表者	在地	事務所	所 在 地 所	任会計責
小林	九郡	や チ の 上 A ト 三 長	こい	町東	塩田	前門田力	丁南	星		九	郡山	平下双八野葉二上郡	渡辺
光吉	7—四五 葉町	やA号 やA号 から三六カル	こ易受計工	 	博文	艺艺	定津で	ク 紀	1	五.	郡山市若葉町	平八二 下野上字金谷 双葉郡大熊町	信行
吉	葉町	一分のなが、一分のなが、一分のなが、一分のなが、一分のなが、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、一分のでは、	「常 二磐	7甲五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	文	前田乙三五九	日下名郷				葉町	金熊谷町	行
葛西	丁目五——五	やC号 やC号 かがあるが	こ易き方丁二いわき市常磐	四八 町堤字上谷地東白川郡棚倉	長田	○ 字 門 一 中 ヲ	丁大字东 <u>;</u> 南会津郡下郷	王 川	渡	丁目	郡山市本町二	第一三〇 大字熊川字古 双葉郡大熊町	村上
秀匡	五市	号1三長の六名	き市	字 川上 郡	勝重	○一一	字津东郡	男 則		五.	市本	字葉郡大	秀義
上	五二	なカ門がル上	一常	谷棚地倉	重	四五	ま郷	ĮĮ	美	五.	一	字熊古町	義
月 平 一 成 日 二	月二六日	月 一 日	月 平 成	<i>J</i> :	月 平 一 成				月平成日二	月二六日	平成		
月一日平成二〇年一	月二六日	E	<u></u>	ŀ	目一目 平成二○年一				日二	六日	平成二〇年		
年 一 〇	年 一		平成二〇年一〇		牛 一 〇				月二日		牛一一		
———	同		同		同				同		同		
	',		, ,						1. 4				

		月 四 日	仮安平七五八町大字坂田字	一 一 田向一七九一 町大字大倉字	所在地	会」で対す住民の「只見町の再生
	同	平成二〇年一〇	南会津郡只見	南会津郡只見	事務所	目黒吉久後援会
	同	月一四日 平成二〇年一〇	丹治則雄	栗城善和	代表者	を発展させる会
	同	月四日 平成二○年一一	町一四一個質別市岡東	字舘一〇一	所 事 務 所	橋本克也後援会
	同	月二八日	山森正道	川崎眞二	任 者 責	孝和会
•			五 中町裏三五― 福島市荒井字	小林ビル1F 内町六―二二 福島市北五老	所 事 在 地	
			佐藤 清志	高木 徹	代表者	
	以 政 外 党	月一一日平成二〇年一一	応援する会	合後援会 合後援会	称 体 政 の 名 団	後援会石原洋三郎連合
			丁目三番七号郡山市長者一	区南町一—一南相馬市原町	所 在 地	

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、次

平成二十年十二月十六日

委員長 新 妻 威 男福島県選挙管理委員会

いがり勝省後援会	政治団体の名称
解散	くなった理由
平成二○年一○月二八日	月日政治団体でなくなった年
政党	摘要

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

佐藤たつお連合後援会

同

平成二〇年九月三〇日

同

遠藤八十八後援会

同

平成二〇年一〇月1

日

同

以外

のとおり資金管理団体の届出があった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、

次

平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 新

妻

威

男

太田和美	届出者の氏名
り まま	類の種
都市経営フ	体の名称 団 田
郡山市咲田一	主たる事務所
太田和美	名表者の氏
平成二〇年	届出年月日

福島県選挙管理委員会告示第八十号

のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、

次

平成二十年十二月十六日

委員長 新 妻 威 男福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、次一

福

猪狩

勝省

員

届出者の氏名

のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。 平成二十年十二月十六日

委員長 新 妻 1 福島県選挙管理委員会

男

威

公職の種類 いわき市議会議 いがり勝省後援会 資金管理団体の名称 三〇日 平成二〇年一〇月 届出年月日

平成二十年十二月十六日された政治団体の平成十九年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。された政治団体の平成十九年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により提出福島県選挙管理委員会告示第八十二号 福島県選挙管理委員会 委員長 新 妻 威

男

	経	常 経	費	支		出	政	Ø	治	内	5	訳動		費			資産
人件費	光熱水費	備品・消 耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙	機関紙誌		発 行 そ の 政 治 資 金 パーティー 開催事業費			調查研究費	寄附·交付金	その他の経費	計	うち、 交付金 支 出	等の有無
円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

				支		出		Ø		内		訳					
	経	常 経	費				政		治	ì	î	動		費			資 産
		備品・消			組織	選挙	機	関紙誌の	発行その	他の事業	費	調査	寄附·	その他の		うち、	等の
人件費	光熱水費	耗品費	事務所費	計			機関紙誌 の発 費	直 伝	政治資金 パーティー 開催事業費	その他の事業費	小 計	研究費		経費	計	交付金 支 出	有無
円	円	円	円	円	円	円	H	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	111,654	53,911	401,000	566,565	654,222										654,222		

		顺工. 支	出の総額			収	入	Ø	内	沢	(※印は	、内訳	明細を	別に記載	戈してあ	るもの)		
政治団体	報告	W/V	田マン形が田里		党費・	会費			寄			附						
の名称	年月日	収入総額	支出総額	前年繰越額	金 額	員 数	個人	特 定	法人その他の団体	政治団体		(うち、 あっによ るも		合計(7)+(1)	事業収入	借入金	交付金収 入	その他の収入
佐藤ゆきお市政研究会 佐藤幸夫 (郡山市議会議員)	20.10.10	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	· ※ 円	円

			dat 1 -t-	出の総額			収	入	Ø	内	沢	(※印は	、内訳	明細を	別に記載	見してあ	るもの)		
政治	団 体	報告	収入・又	山の聡祖		党費・	会費			寄			附						
の名		年月日	収入総額	支出総額	前年繰越額	金 額	員 数	1 相対 人	姓 宋	法人その他の団体	一的治団体	小計(ア)	(うち、) あっせ んによ るもの	政 党 名 附 (イ)	合計(ア)+(イ)	事業収入	借入金	交付金収 入	その他の収入
佐 藤 後 援	源市会	20.11. 6	円	円	円	円	,	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
佐藤ゆ後援	き お 会	20.10.14	1,237,630	1,220,787	7,630	1,230,000	1,230												

平成二十年十二月十六日された政治団体の平成二十年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。された政治団体の平成二十年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により提出福島県選挙管理委員会告示第八十三号

委員長 新 妻 威福島県選挙管理委員会 男

				支		出		Ø		内		訳					
	経	常 経	費				政		治	ì	§.	動		費			資産
人件費	光熱水費	備品・消 耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙	機 関紙誌 の発 行 事業費		発 行 そ の 政 治 資 金 パーティー 開催事業費	その他の		調 查研究費	寄附·交付金	その他の 経 費	計	うち、 交付金 支 出	等の有無
円	円	円	円	円	円 822,964	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 822,964	円	

				支		出		Ø		内		訳					
	経	常 経	費				政		治	ì	5	動		費			資 産
人件費	光熱水費	備品・消 耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙	機 関紙誌 の発行 事業費		発 行 そ の 政 治 資 金 パーティー 開催事業費	他の事業 その他の事業費	費 小 計	調查研究費	寄附·交付金	その他の経費	計	うち、 交付金 支 出	等の有無
円	円	円	円	円	円	円		円 177,450	円	円	円 177,450	円	円	円	円 177,450	円	

		収入·支	山の松姫			収	入	の	内	沢	(※印は	、内訳	明細を	別に記載	戈してあ	るもの)		
政治団体	報告	収入・又	山の聡祖		党費・	会費			寄			附						
の名称	年月日	収入総額	支出総額	前年繰越額	金 額	員数	個人	特 定	法人その他の団体	政治団体	小計(7)	(うち、せ あっによの)	寄附	合計(ア)+(イ)	事業収入	借入金	交付金収 入	その他の収入
いがり勝省後援会 猪 狩 勝 省 (いわき市議会議員)	20.10.30	円 822,964	円 822,964	円 822,964	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

		47.1 -1-	11.0.60.65			収	入	0	内	沢	(※印は	、内訳	明細を	別に記載	見してあ	るもの)		
政治団体	報告	収入·支	出の総額		党費・	会費			寄			附						
の名称	年月日	収入総額	支出総額	前年繰越額	金 額	員数	1 相対 人	姓 宗	法人その他の団体	政治団体	小司(/)	(うち、) あったよ るもの	政匿寄附(イ)	合計(ア)+(1)	事業収入	借入金	交付金収 入	その他の収入
遠藤八十八後 援 会	20.10. 2	円 177,450	円 177,450	円	田	人	※ 円 177,450	円	円	巴	円 177,450	円	円	円 177,450	円	円	円	円
佐藤たつお連合後援会	20.11. 7																	

		\vdash
÷ ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	政治団体の名称	その他の政治団体 (1) 寄附の内訳(同一のものから年間 5 万円を超える寄附があったもの)
	寄附者の区 分	ーのものか
÷	寄 附 者 の氏名・名称	ら年間 5 万円を超
	寄附金額(円)	える寄附があっ
	住所・原	たもの)

177,450 いわき市		遠 藤 八十八	箇 人	遠藤八十八後援会
住所・所在地	寄附金額(円)	寄附者の氏名・名称	高附者の 区 分	政治団体の名称
7280)	その母型 ひめし	舎附の内訳(同一のものから平同 5 万円を超える台附かあったもの) 	-07 & 07 A	(1) 舎州の内訳(旧)